

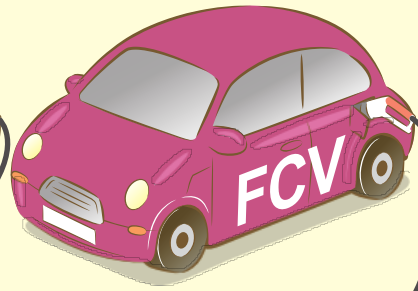
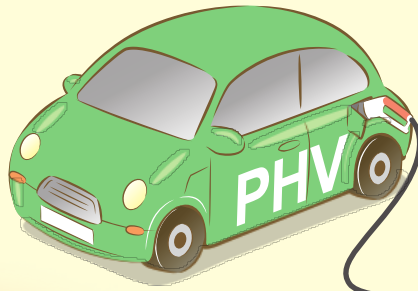
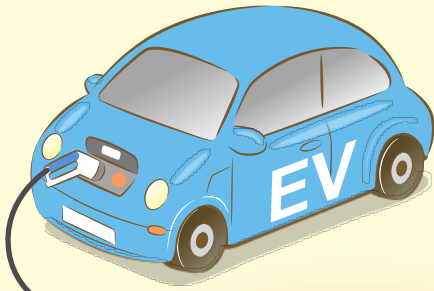
みなさんの **EV** **PHV** **FCV** の力で
鳥取がもっと輝く! ✨

とっとりEV協力隊 募集案内

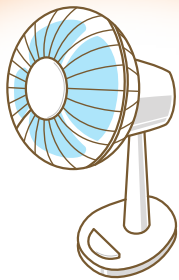
電気自動車 (EV)

プラグインハイブリッド自動車 (PHV)

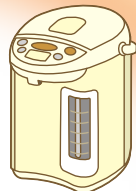
燃料電池自動車 (FCV)



ヒーター



扇風機



電気ポット



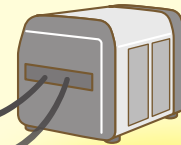
タブレット・スマホ



テレビ



PC



外部給電器



屋外ステージ



避難生活の電源に



イベント時の電源に

とっとりEV協力隊制度とは、外部給電^(※)が可能なEV・PHV・FCVをお持ちの方にあらかじめ登録いただき、**災害による停電時**や**イベント**において給電にご協力いただく制度です。

※車両の駆動用バッテリーに蓄えた電力を家庭用電力として取り出すこと。
 なお、車両から電気を取り出す外部給電器については、県が用意します。

多くのみなさまのご登録をお願いします。



Q 「とっとりEV協力隊」はどんな活動を行うのですか？

A 活動は「災害活動」と「イベント活動」に分けられます。

○**災害活動**: 大規模停電発生時などにおいて、県が指定した避難所・救護所・医療機関(以下、「避難所等」という。)に対象車両にてご参集いただき、避難生活等に必要な電源を供給していただきます。

(※)まず県・市町村が保有する車両による給電活動を行い、車両が不足する場合のみ、協力依頼を行います。

○**イベント活動**: 県が指定するイベント等において、イベント会場に対象車両にてご参集いただき、イベントに必要な電源を供給していただきます。

(例: EVを電源として活用したイルミネーションの点灯など)

Q 活動依頼を受けた場合は、必ず活動を行う必要がありますか？

A あくまでボランティア活動となりますので、活動は義務ではありません。

特に「災害活動」の場合、ご自身やご家族の身体・財産の安全などを最優先に考慮してください。

その上で、給電活動が可能であると判断された場合のみ、活動へのご協力をお願いします。

Q 活動期間はどれくらいですか？

A 活動ごとに登録者のご都合や活動場所から帰宅までに必要な電力残量などを考慮して調整します。

また、健康状態の悪化や車両の故障など、活動の継続が困難である場合は、ただちに活動を終了していただいて構いません。

Q 外部給電器を持っていないのですが、登録は可能ですか？

A 対象車両をお持ちであれば、登録は可能です。
 なお、車両から電気を取り出す外部給電器については、あらかじめ活動場所に用意しています。

Q 活動が必要な場合は、県から連絡があるのですか？

A 活動が必要な場合は、県から登録者に対し給電活動へのご協力について連絡させていただきます。

Q 活動中に負傷した場合などの補償はどうなっていますか？

A 県が加入するボランティア保険により、活動中(自宅からの移動を含む)の負傷などに対して補償します。

なお、当該保険の対象となるのは、県からの依頼に基づき活動に従事された場合に限りです。(補償内容の詳細は、右ページをご参照ください。)



■ 対象車両

外部給電が可能な電気自動車、プラグインハイブリット自動車または燃料電池自動車

< 車両の例 > (令和元年7月現在) ※その他の車両に係る該当性についてはお問合せください。

| メーカー | 車 両 |
|--------|---|
| トヨタ自動車 | MIRAI、プリウスPHV (V2H対応の車両のみ) |
| 日産自動車 | LEAF (旧型LEAF (24KWh) の一部車両を除く)、LEAFe+、e-NV200 |
| 本田技研工業 | クラリティ FCV、クラリティ PHEV |
| 三菱自動車 | OUTLANDER PHEV、i-MiEV (普通車のみ) |

■ 登録要件

県内に在住する者(県内に所在する法人を含む)であり、かつ、対象車両を使用する者

■ 活動内容について

災害による大規模停電が発生した場合の避難所等や、電動車の社会的価値向上の目的で開催されるイベント等において、給電活動を行っていただきます。

■ 補償・報酬について

- ・活動中の事故等で、登録者本人がケガをした場合や、他人の生命や身体を害したり、他人の財産を破損などした場合に補償される「ボランティア保険」に加入しています。
 - ※加入費用は県が負担します。
 - ※補償の額・内容等の詳細はお問合せください。
 - ※補償の対象となる活動には、自宅等と活動を行う場所との通常の経路による往復途中を含みます。
 - ※自動車による事故は、登録者自身の負傷等のみが対象となり、対人・対物事故などの賠償責任については対象となりません。(登録者が加入する自動車保険での対応をお願いします。)
- ・登録者の活動は無報酬とし、食費、旅費等の活動に要する費用は自己負担でお願いします。
- ・対象車両が県の責に帰すべき事由により損害を被った場合または滅失した場合は、県が損害を賠償します。
- ・活動終了後、参集および給電に要した電気代相当額をお支払いします。

■ 登録申込みの流れ

①登録申し込み

登録申込書に登録を希望する対象車両の自動車検査証の写しを添付して、鳥取県生活環境部環境立県推進課に提出してください。(提出方法:郵送、メール、ファクシミリ、電子申請)

②審査

鳥取県生活環境部環境立県推進課において、①において提出された資料を審査します。

③登録証の交付

登録要件を満たしていることを確認できた場合は登録証を交付します。

■ 登録内容の変更

登録申込書の記載内容に変更があった場合は、登録内容変更届出書を鳥取県生活環境部環境立県推進課に提出してください。

なお、登録車両に変更があった場合は、変更後対象車両の自動車検査証の写しの添付が必要です。

■ 登録の解除

登録要件を喪失した場合、または登録の解除を申し出る場合は、登録解除申出書を鳥取県生活環境部環境立県推進課へ提出してください。

申込・問合せ先

鳥取県生活環境部環境立県推進課次世代エネルギー推進室

電話:0857-26-7875 / ファクシミリ:0857-26-8194

メール:kankyourikken@pref.tottori.lg.jp

- ファクシミリで申し込みの場合は、下記の様式に必要事項をご記入の上、自動車検査証の写しを添付し、以下の宛先に送付ください。

FAX送付先：0857-26-8194

鳥取県生活環境部環境立県推進課次世代エネルギー推進室 宛

様式第1号

とっとりEV協力隊制度登録申込書

申込日： 年 月 日

鳥取県知事 様

わたくしは、とっとりEV協力隊制度登録要綱第2条に掲げる車両を使用しており、当該制度の趣旨に賛同したため、第3条第3項の規定により、とっとりEV協力隊制度に登録を申し込みます。

| | | |
|--|-------------|--------|
| ふりがな 申込者氏名 | | |
| 申込者 居住地住所 | 〒 | |
| 連絡先 <small>※緊急時に確実に連絡をとるため、なるべく多くご記入ください。</small> | 自宅電話： | 携帯電話： |
| | FAX番号： | 勤務先電話： |
| | E-Mailアドレス： | |
| 登録車両 | ナンバー： | 車種： |

※添付書類：自動車検査証の写し

とっとりEV協力隊制度登録要綱は鳥取県生活環境部環境立県推進課のHPに掲載しておりますのでご確認ください。

※申込書は、鳥取県生活環境部環境立県推進課のHPからダウンロードが可能です。

※ファクシミリの他、メール、とっとり電子申請でも申し込みいただけます。

※ご記入いただいた個人情報は、とっとりEV協力隊制度の実施目的の範囲内で利用します。

個人情報の収集目的を超えた利用及び提供は、個人情報保護条例で定める範囲を除き、一切しません。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/evkyouryoku/>

とっとりEV協力隊

検索